沼津市高齢者保健福祉計画策定懇話会公募委員の選考に関する要綱

平成22年11月10日　副市長決裁

最終改正　令和５年２月９日　市民福祉部長決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、沼津市高齢者保健福祉計画策定懇話会設置要綱（平成22年10月29日副市長決裁）第３条の規定により公募による市民のうちから市長が委嘱する沼津市高齢者保健福祉計画策定懇話会の委員の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公募委員の定数）

第２条　公募により選任する委員（以下「公募委員」という）の定数は、５人以内とする。

（公募委員の応募資格）

第３条　公募委員に応募することができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）沼津市内に居住する18歳以上の者

（２）沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第２条に規定する暴力団及び暴力団員等でない者

（選考委員会の設置）

第４条　公募委員の選考を適正に行うため、沼津市高齢者保健福祉計画策定懇話会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

（選考委員会の組織）

第５条　選考委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長には市民福祉部長を、委員には福祉事務所長、長寿福祉課長及び介護保険課長をそれぞれ充てる。

（会議の招集）

第６条　選考委員会の会議は、委員長が招集する。

（公募の方法）

第７条　公募は、広報紙及び市のホームページへの掲載その他の方法により行うものとする。

（選考の方法及び基準）

第８条　公募委員の候補者の選考は、応募者から提出された論文の審査及び面接により行うものとし、選考のための基準は、別表のとおりとする。

（選考後の手続）

第９条　委員長は、選考した公募委員の候補者を市長に報告するものとする。

２　市長は、公募委員の候補者を決定し、応募者に対して選考の結果を通知する。

３　市長は、前項により決定した当該候補者に対し、委員就任の承諾を得るものとする。その際、別紙就任承諾書・確約書の提出を義務付けるものとし、提出がされない者については沼津市高齢者保健福祉計画策定懇話会の委員就任を辞退したものとみなす。

４　前項の候補者が辞退した場合は、次点の者を繰り上げる。この場合において、前項の規定は、当該繰り上げた公募委員の候補者について準用する。

（公募委員選任の決定の取り消し）

第10条　市長は、公募委員の第３条に規定する応募資格について、虚偽の事実を確認したときは、公募委員選任の決定を取り消すものとする。

（補則）

第11条　この要綱に定めるもののほか、公募委員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

付　則

この要綱は、平成22年11月10日から施行する。

付　則（平成24年３月22日市民福祉部長決裁）

この改正は、平成24年４月１日から施行する。

付　則（平成25年３月４日市民福祉部長決裁）

この改正は、平成25年４月１日から施行する。

付　則（令和５年２月９日市民福祉部長決裁）

この改正は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第８条関係）

沼津市高齢者保健福祉計画策定懇話会公募委員選考基準

１　論文審査項目

論文審査は、次の項目にしたがって審査する。

⑴　文章力、構成力

⑵　テーマと内容

⑶　考え方、表現力

２　面接審査項目

面接審査は、次の項目にしたがって審査する。

⑴　高齢者保健福祉に対する理解度

⑵　高齢者保健福祉に対する問題意識

⑶　地域社会に対する関心度

⑷　委員の役割に関する理解度及び目的意識

⑸　考え方の公正・公平性

⑹　他人に対する許容性

⑺　応募した動機

⑻　市政への理解度

⑼　市民としての義務の履行状況

３　評価方法

１及び２の審査項目に対する評価は、次に掲げる評価点とする。

非常に優れている・・５

優れている・・・・・４

普通・・・・・・・・３

劣っている・・・・・２

非常に劣っている・・１

４　選考

公募委員は、各選考委員による１及び２の審査項目に対する３の評価点の合計の平均値が、審査項目の数に３（標準評価点）を乗じて得た値を超えた者から選考する。